令和7年度 今シーズンのインフルエンザ等対策実施要領

1 目的

本実施要領は、「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」(令和7年 11 月 10 日厚生省告示第 247 号)を基本とし、広く県民に対してインフルエンザの予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、インフルエンザの流行状況を的確に把握し、その情報を迅速に県民や医療機関等に提供すること及びインフルエンザの予防接種の効果等の十分な周知を図ることにより、そのまん延の防止を図ることを目的とする。

また、インフルエンザ対策に加え、急性呼吸器感染症の予防に関する正しい知識の普及やまん延防止を併せて図るものとする。

2 実施期間

令和7年11月から令和8年6月下旬を目途とする。

3 普及啓発活動

インフルエンザの予防及びまん延防止においては、個々の県民が自ら予防に取り組む ことが基本である。個人の予防の徹底により、社会全体のまん延の防止を図ることが重 要であることから、インフルエンザ予防対策の普及啓発を図る。

(1) 普及啓発事項

- ア 「基本的な感染対策」について
- イ インフルエンザワクチンの効果、副反応等についての正しい知識について
- ウ 入所施設等における感染防止対策の推進

(2) 普及啓発方法

ア 広報媒体を活用した普及啓発

県医療政策室、保健所及び県環境保健研究センターは、市町村等関係機関と連携し、ホームページ、テレビ・ラジオ、SNS等の広報媒体を活用するなど、インフルエンザの予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。

イ ポスターの配付等による普及啓発

県医療政策室及び保健所は、インフルエンザの予防に関するポスター等を、関係機関等の協力のもと、医療機関、社会福祉施設及び学校等に配付するほか、いわて感染制御支援チーム(ICAT)の協力を得るなどして、県民や医療・介護従業者等を対象とした研修の機会を提供する。

4 発生動向の把握と情報提供

インフルエンザの流行は、冬季に患者が急増し、患者発生数が頂点を迎えた後は終息 に向かうという特性を有することから、患者の発生状況、ウイルス検査の結果等により、 インフルエンザのまん延状況を早期に把握するとともに、その情報を迅速に公開する。

(1) インフルエンザの発生状況の把握と情報提供

ア インフルエンザ患者発生状況の把握

県感染症情報センターは、感染症発生動向調査事業により、県内のインフルエン ザ患者の発生状況を把握するとともに、その情報を週単位で集計し、岩手日報の「感 染症発生動向調査情報」及び県公式ホームページへの掲載などにより、情報を公開 する。

保健所は、県内及び地域内のインフルエンザ患者の発生状況について、必要に応 じ、市町村、社会福祉施設及び学校等に情報提供する。

イ 学校等におけるインフルエンザ様疾患の発生状況

保健所は、各学校及び各教育委員会等の関係機関の協力のもとに、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、その他の施設(大学、各種学校等)におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業(学校・施設閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖等)に関する状況を「インフルエンザ様疾患発生報告書」(学校:様式1、保育所・幼稚園等:様式2)により把握し、速やかにファクシミリ送信で県医療政策室まで報告するものとする。

県医療政策室は、厚生労働省から提供される全国のインフルエンザの発生状況を、 県教育委員会、県保健福祉部内関係各課等に情報提供するとともに、適宜報道機関 へ情報提供する。

なお、県内の状況については、県医療政策室及び盛岡市が適宜報道機関へ情報提供する。

5 インフルエンザウイルス検査

(1) 感染症発生動向調査事業による把握

県環境保健研究センターは、感染症発生動向調査事業により、県内の病原体定点である医療機関から採取された検体の検査を実施する。

(2) 集団感染事例等を対象とした調査

保健所は、管内でインフルエンザ様疾患の多発等がみられる施設又は学校等の協力 を得て、インフルエンザ様疾患患者から、「インフルエンザウイルスの検体の採取方法 について」(別紙)により検体を採取し、県環境保健研究センターに検査を依頼する。

(3) 入院患者を対象とした検査

保健所は、インフルエンザ入院サーベイランスにおいて、基幹病院定点よりインフルエンザによる入院患者について報告があった場合、必要に応じて、当該医療機関の協力を得て検体を採取し、県環境保健研究センターに検査を依頼する。

(4) 病原体検査結果等の報告

県環境保健研究センターは、病原体検査結果が判明次第、速やかに保健所へ報告する。

6 インフルエンザ予防接種

(1) 正しい知識の普及

県医療政策室、保健所及び県環境保健研究センターは、インフルエンザの予防において、予防接種が最も基本となる予防方法であることから、県民に対し「令和7年度急性呼吸器感染症(ARI)総合対策に関するQ&A」を活用し、ワクチンの効果、副作用等の正しい知識の普及に努める。

(2) 予防接種の実施計画

インフルエンザの定期接種については、流行シーズン前に免疫を確保するためにも、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」に基づき、市町村は予防接種実施計画を策定する。策定にあたっては、接種希望者がインフルエンザの流行時期に入る前(通常は12月中旬頃まで)に接種を受けられるよう計画を策定することとされており、保健所は必要に応じて市町村に助言する。

7 インフルエンザに係る医薬品等の確保

(1) ワクチンの安定供給対策

県医療政策室及び県健康国保課は、ワクチンの需給状況が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、安定供給対策の実施等について、県医師会、医療機関、県 医薬品卸業協会等関係機関に要請する。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給対策

県医療政策室及び県健康国保課は、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キットの適切な供給確保について、県医師会、医療機関、県医薬品卸業協会等に協力を要請する。

8 施設内感染防止対策の推進

インフルエンザウイルスは感染力が非常に強く、集団生活の場に侵入することにより、 大規模な集団感染を起こすことがあるため、特に、高齢者が多く入所又は通所する施設 において、ウイルスの侵入の阻止と侵入した場合のまん延防止のための対策を推進する。

(1) 「急性呼吸器感染症 (ARI) に関する施設内感染予防の手引」の普及

県医療政策室及び保健所は、厚生労働省が作成した「急性呼吸器感染症(ARI)に関する施設等内感染予防の手引」について普及を図る。

(2) 集団発生状況の把握と積極的疫学調査の実施

- ア 保健所は、高齢者が入所又は通所する社会福祉施設及び介護老人保健施設等(以下「高齢者入所・通所施設等」という。)におけるインフルエンザの集団発生状況を 把握するため、これらの施設等に対して、次の事項に該当する場合は「インフルエンザ患者発生報告書」(様式3)により報告を求める。
 - ○インフルエンザと診断された者が高齢者入所・通所施設等利用者数の概ね1割を 超えた場合
- ○高齢者入所・通所施設等において、インフルエンザによる死亡者が発生した場合 イ 保健所は、アの報告を県医療政策室に報告するとともに、報告のあった高齢者入 所・通所施設等について、多数の死亡者が発生しているなど、通常の流行と照らし 合わせて異常と考えられる状況の場合には、当該施設等の協力を得て感染症法第 15 条に規定する積極的疫学調査を実施し、施設内感染の拡大及び再発防止に役立てる。 ウ 保健所は、高齢者入所・通所施設等におけるインフルエンザ対策の推進に当たっ ては、市町村及び広域振興局の保健福祉環境部等と十分な連携を図るものとする。

9 その他

インフルエンザ予防対策の普及啓発に加えて、急性呼吸器感染症の予防対策の普及啓発を図る。